変更した事項
光　　度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高　　さ　地上から構造物の頂部まで八・六メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成二十一年八月二十一日

○海上保安庁告示第二百八十二号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十一年十月二十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都中央区築地五丁目三番一号
二　水路測量を実施する区域及び期間
　イ　区域
　　北緯三三度四〇分一四秒東経一三六度五九分五五秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内
　ロ　期間　平成二十一年十月二十六日から平成二十一年十一月三日まで
三　水路測量の実施方法　音響測距装置、ＧＰＳ測位装置、塩分水温深度測定装置等による海底地殻変動観測
四　航行船舶に対する安全措置
　イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚
　ロ　四管区水路通報（平成二十一年十月九日発行）により通報

○東北地方整備局告示第百十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月二十日

東北地方整備局長　青山　俊行

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
四十五号　気仙沼市唐桑町只越二番八から同市唐桑町只越一番一一まで　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十月二十日

○中部地方整備局告示第百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十月二十日

中部地方整備局長　富田　英治

一　施行者の名称　愛知県
二　都市計画事業の種類及び名称　尾張北部都市計画道路事業三・四・十号布袋駅線
三　事業施行期間　自平成二十一年十月二十日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　愛知県江南市布袋町西布及び北山町西地内
　使用の部分　なし

○北海道開発局告示第百十四号

次のように道路の区域を決定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月二十日

北海道開発局長　関　克己

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四百五十二号
(三)　道路の区域

区間	変更前敷地の幅員	変更後敷地の幅員	延長	備考
北海道網走郡津別町字大昭五一番二から同町字双葉一四五番二まで	A 二二・〇〇～一三〇・〇〇メートル B 二一・五〇～七六・〇〇メートル C 二〇・五〇～三四・〇〇メートル	A 二二・〇〇～一三〇・〇〇メートル B 二一・五〇～七六・〇〇メートル C 二〇・五〇～三四・〇〇メートル	一三・〇〇～四〇・〇五メートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
旭川市新開国有林上川南部森林計画区上川中部森林管理署二〇七林班から北海道上川郡美瑛町字五稜国有林上川南部森林計画区上川中部森林管理署二〇四林班お小班まで	二・〇〇～二・二三キロメートル	二・〇六～二・二三キロメートル	四・二四五キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

○北海道開発局告示第百十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月二十日

北海道開発局長　関　克己

一　(一)　道路の種類　一般国道
　(二)　路線名　二百四十号
　(三)　道路の区域

区間	変更前敷地の幅員	変更後敷地の幅員	延長	備考
北海道網走郡津別町字大昭五一番二から同町字双葉一四五番二まで	A 二二・〇〇～一三〇・〇〇メートル B 二一・五〇～七六・〇〇メートル C 二〇・五〇～三四・〇〇メートル	A 二二・〇〇～一三〇・〇〇メートル B 二一・五〇～七六・〇〇メートル C 二〇・五〇～三四・〇〇メートル	一三・〇〇～四〇・〇五メートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
旭川市新開国有林上川南部森林計画区上川中部森林管理署二〇七林班から北海道上川郡美瑛町字五稜国有林上川南部森林計画区上川中部森林管理署二〇四林班お小班まで	二・〇〇～二・二三キロメートル	二・〇六～二・二三キロメートル	四・二四五キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

○北海道開発局告示第百十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月二十日

北海道開発局長　関　克己

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百四十号	北海道網走郡津別町字大昭四八番一から同町字本岐二一七番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局網走開発建設部
〃	北海道網走郡津別町字本岐四番一五から同町字双葉一四五番二まで	〃
二百七十二号	北海道川上郡標茶町字阿歴内三五四番二から同町字塘路三四八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局釧路開発建設部

供用開始の期日　平成二十一年十月二十日

北海道上川郡美瑛町字五稜国有林上川南部森林計画区上川中部森林管理署二〇四林班お小班から同町字五稜八二七一番四まで　前　一五・八二～七五・九三メートル　後　一九・五〇～七六・七六　〇〇・六二四キロメートル　〇〇・六二二